

株式会社都市居住評価センター 評定業務規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この評定業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社 都市居住評価センター（以下「当機関」という。）が申請者の依頼に基づき行う評定業務の実施について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 本規定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 評定業務： 建築物及び工作物の構法、材料、部品、設備等について建築基準法令その他の技術的基準に照らしその性能を評定すること

(評定業務実施の基本方針)

第 3 条 評定業務は建築基準法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令その他技術基準によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

(評定業務を行う時間及び休日)

第 4 条 評定業務を行う時間は、休日を除き、原則として 9 時から 17 時（内休憩は 12 時から 13 時）までとする。

2 前項の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く）
- (4) 前各号に掲げるほかに特に会社が指定する日

3 第 1 項の評定業務を行う時間及び第 2 項の休日の規定については、緊急を要する場合または事前に当機関と申請者との間において評定業務を行うための日時の調整が図られている場合はこれらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第 5 条 評定業務を行う事務所の所在地及び事務所名は下記のとおりとする。

- (1) 所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 21 号
- (2) 事務所名 株式会社都市居住評価センター

(業務の対象)

第 6 条 評定業務の対象は別表 1 に定めるとおりとする。

第 2 章 評定業務の実施方法

(評定の申請)

第7条 申請者は、評定の申請に際し、評定申請書及び評定申請要領に定める図書（以下「評定用提出図書」という。）を定められた期日までに提出するものとする。

(評定申請の受理等)

第8条 当機関は、前条の評定申請があったときは、次の事項について不備等がないことを確認する。

- (1) 申請のあった評定の対象案件が第6条に定める評定業務の範囲内であること。
- (2) 評定用提出図書に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (3) 申請内容に明らかな瑕疵がないこと。

2 前項の規定において、評定用提出図書に不備を認めた場合で、補正の余地のないときは受理できない理由を説明し、これらの図書を申請者に返還する。また、相当期間を定めて補正を求め、当該期間内に補正されないときも同様とする。

3 第1項において不備等がないことを確認できた場合又は前項において補正された場合には、当機関は、承諾書を申請者に交付する。この場合、申請者と当機関は別に定める「評定業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。なお、評定申請書に承諾印を押印したものの写しをもって、承諾書に変えることができるものとする。

4 申請者が、正当な理由なく、評定に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、当機関は業務約款に従って前項の契約を解除することができる。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第9条 業務約款には、業務期日、契約当事者の基本的責務に関する事項、契約の解除に関する事項及び秘密保持に関する事項を定めることとする。

(評定の実施方法)

第10条 当機関は、評定の申請を引き受けたのち速やかに、第15条に定める評定委員会において審査を実施させる。

- 2 評定委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。
- 3 評定委員会は、評定用提出図書をもって審査を行う。
- 4 評定委員は、審査上必要があるときは、評定用提出図書に関し申請者に説明を求めるものとする。
- 5 評定委員は、審査上必要があるときは、申請に係る建築物又はその部分を構成する部材・部品等の製造工場の調査を行い、また申請者が行う試験に立ち合うことができる。

(評定書の交付等)

第11条 評定委員会は、審査の結果を、評定報告書等をもって当機関に報告するものとする。

2 当機関は、前項の報告に基づき評定書を申請者に交付するものとする。その際、評定報告書等を添付する。

3 評定委員会は、審査の結果、申請に係る内容が第3条の規定に適合せず、かつ、当該不適合事項が是正される見込みがないと認めたときは、その旨及びその理由を当機関に報告するものとする。

4 当機関は、評定委員会から前項の報告があったときは、その理由を付した通知書をもって申請者に通知するものとする。

(評定の申請の取り下げ)

第12条 申請者は、申請者の都合により評定書の交付前に評定の申請を取り下げ場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届（様式は別記に定める）を当機関に提出する。

第3章 評定に係る手数料**(評定手数料の収納)**

第13条 当機関は、評定の申請を引き受け、契約を締結したときは、別に定める手数料の請求書を申請者に対して発行する。

- 2 申請者は、評定に係る手数料を指定期日までに金融機関に振り込みにより当機関に納入するものとする。ただし、申請者の要望により当機関が認める場合には、別の納入方法によることができる。
- 3 前項において、振り込みにより納入する場合の費用は申請者の負担とする。

(評定手数料の返還)

第14条 収納した評定に係る手数料は返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評定が実施できなかった場合には、この限りでない。

第4章 評定委員会**(評定委員会の構成)**

- 第15条** 評定委員会は、評定委員をもって構成し、委員長を置く。
- 2 評定委員会には、必要に応じて、副委員長を置くことができる。
 - 3 委員長及び副委員長は、当機関代表者が評定委員の中より選任する。
 - 4 評定委員会には、事務局を置く。

(評定委員の選任)

- 第16条** 当機関代表者は、評定業務を実施させるため、学識経験者等で該当分野に精通するものを評定委員として選任する。
- 2 前項の評定委員は、当機関職員から選任するほか、当機関職員以外の者を委嘱して選任するものとする。

(評定委員の解任)

- 第17条** 当機関代表者は、評定委員が次のいずれかに該当する場合は、その評定委員を解任する。
- (1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他評定委員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (3) 制限業種を兼業するに至ったとき。

第5章 雑 則**(秘密保持義務)**

第18条 当機関の役員及びその職員ならびにこれらの者であったもの（委嘱に基づく評定委員を含む。）は評定業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(業務の実施体制)

第19条 評定業務を統括管理するため担当役員を置くとともに、評定業務に係る事務処理等を行うために性能評価・試験事業部を置く。

2 評定業務に従事する職員は、その職務の執行に当って厳正、かつ公正を旨とし、不正行為のないようにしなければならない。

3 評定委員及び評定業務に従事する職員は、自己が関係する個人、企業、団体等が申請する案件に係る評定業務を行わないものとする。

(帳簿及び図書の保存期間)

第20条 保存期間は次のとおりとする。

文 書 区 分	保 存 期 間
(1) 評定業務帳簿	当機関が評定業務を廃止するまで
(2) 評定用提出図書	評定書交付後15年又は当機関が評定業務を廃止するまで
(3) 評定書・評定報告書	評定書交付後15年又は当機関が評定業務を廃止するまで

(書類の管理並びに帳簿及び図書の保存方法)

第21条 審査中の評定用提出図書は、審査のため特に必要ある場合を除き、事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保管することとする。

2 前条に掲げる帳簿、図書等は、事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保管する等確実、かつ、秘密の漏れることのない方法で保存する。

3 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項並びに(2)及び(3)に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイルは磁器ディスクの保存にて行うことができる。

(事前相談)

第22条 当機関に評定申請しようとする者は、申請に先立ち、当機関に事前に相談をすることができる。

(附則)

この規定は、2021年4月1日より施行する。

(改定履歴)

2002年5月13日制定

2004年12月24日改定

2007年7月1日改定

2010年10月22日改定

2014年3月1日改定

2018年10月25日改定

2021年4月1日改定

別表 1 評定業務の対象

区分	評定業務の対象	評定委員会
コンクリート構造	1) 鉄筋コンクリート又はプレストレストコンクリート造の建築物に用いられる部材・工法 2) 高さ60m以下の許容応力度等計算、保有水平耐力計算、限界耐力計算を用いた鉄筋コンクリート造建築物の構造安全性 ①高さ45mをこえるもの ②高さ45m以下のもの 3) その他コンクリート構造に関するもの	構造評定委員会
鋼構造	1) 鉄鋼系柱脚工法 2) 鉄鋼系梁接合工法 3) 座屈補剛筋違材 4) 鉄骨造、CFT造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物に用いられる部材、工法 5) 高さ60m以下の許容応力度等計算、保有水平耐力計算、限界耐力計算を用いた鉄骨造、CFT造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物の構造安全性 ①高さ45mをこえるもの ②高さ45m以下のもの 6) その他、鉄骨造、CFT造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等に関するもの	
免震構造	1) 平成12年建設省告示2009号で定める免震建築物の構造安全性	
コンクリート系の材料等	1) コンクリート系の材料等の工法（個別案件）	
その他	時刻歴応答解析に基づく建築物、工作物の構造安全性等	
建築防災計画	1) 建築防災計画 2) 建築物火災安全性（格付評価） 3) 耐火性能検証法を用いた建築物の防災計画 4) 避難安全検証法を用いた建築物の防災計画 5) その他、建築防災計画に関するもの	防災計画評定委員会

評定手数料

単位:円(税込価格)

区 分	内 容	手数料
コンクリート構造	1) 鉄筋コンクリート又はプレストレストコンクリート造の建築物に用いられる部材・工法	1,100,000
	2) 高さ60m以下の許容応力度計算又は限界耐力計算を用いた鉄筋コンクリート造建築物の構造安全性 ①高さ45mをこえるもの *6	1,320,000
	②高さが45m以下のもの *6	770,000
	3) その他コンクリート構造に関するもの	案件の内容により算定
鋼構造	1) 鉄鋼系柱脚工法	1,100,000
	2) 鉄鋼系梁接合法	1,100,000
	3) 座屈補剛筋違材	1,100,000
	4) 鉄骨造、CFT造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物に用いられる部材、工法	1,100,000
	5) 高さ60m以下の許容応力度計算又は限界耐力計算を用いた鉄骨造、CFT造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物の構造安全性 ①高さ45mをこえるもの *6	1,320,000
	②高さが45m以下のもの *6	770,000
6) その他、鉄骨造、CFT造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等に関するもの	案件の内容により算定	
免震構造	1) 平成12年建設省告示2009で定める免震建築物の構造安全性	コンクリート構造の規程に準じる
コンクリート系の材料等	1) コンクリート系の材料等の工法(個別案件)	業務内容により算定
その他	時刻歴応答解析に基づく建築物、工作物の構造安全性等	案件の内容により算定
建築防災計画	1) 建築防災計画 ①延べ面積15,000㎡以下	440,000
	②延べ面積15,000㎡をこえ40,000㎡以下	550,000
	③延べ面積40,000㎡をこえるもの	660,000
	2) 建築物火災安全性(格付評価)	案件の内容により算定
	3) 耐火性能検証法を用いた建築物の防災計画	案件の内容により算定
4) 避難安全検証法を用いた建築物の防災計画	案件の内容により算定	
5) その他、建築防災計画に関するもの	案件の内容により算定	

1 手数料は、評定申し込み時に弊社より請求いたします。請求書到着後、記載の金額を記載期日までにお振込みください。なお、振込み手数料はご負担願います。

2 途中で申し込みを取り下げた場合でも、手数料は原則として全額ご負担いただきます。

3 表に示す内容及び手数料は、標準を示すもので内容が非常に複雑な場合又は申請者の都合で期間が長引くような場合は上記の他別途算定いたします。

4 評定済み案件の追加、一部変更等については内容の程度により別途請求いたします。

5 工場、現場等の調査を実施する場合は、原則として費用は別途請求いたします。

*6 その規模、構造及び内容等により個別に算定する場合があります。